

水戸市建設業協同組合
理事長 秋山 進 様

水戸市長 高橋 靖



入札制度等の改正について（通知）

日頃から、本市の建設行政運営につきましては、御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、本市の入札契約制度等について、下記のとおり改正いたしましたので、貴組合員への周知方よろしくお願いたします。
今後とも、引き続き御協力の程よろしくお願申し上げます。

記

1 最低制限価格制度について

公共工事の品質確保及び建設業の健全な発展に資するため、ダンピング対策として入札契約制度の公平性、公正性を確保しているところです。

今回、最低制限価格決定におけるランダム係数の数値範囲を改正し、より予定価格から類推されない方策とします。

【最低制限価格制度の概要】

- 対象：契約予定金額 ・ 130 万円以上 3,500 万円未満の建設工事
・ 50 万円以上のコンサルタント業等

○設定割合：H28 中央公契連モデル採用

- ・ 最低制限価格は、契約ごとに定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。
建設工事は、予定価格の 10 分の 7 から 10 分の 9 までの範囲内とする。
コンサルタント業等は、予定価格の 10 分の 6 から 10 分の 8 までの範囲内とする。
(地質は 3 分の 2 から 10 分の 8.5 まで)

○最低制限価格の決定

- ・ 設定割合により算出した最低制限基礎価格 × ランダム係数 = 最低制限価格。
・ 最低制限価格を下回る額で入札した者は、失格とする。

○最低制限価格の端数処理は、千円単位とし、千円未満は切り捨てた整数とする。

【改正】

◎ ランダム（無作為）係数の数値範囲の改正

- ・ 数値範囲は 0.9950 から 1.0050 まで（小数点以下第 4 位まで算出）とし、ランダム係数を現行の 51 通りから 101 通りとする。

2 現場代理人兼務の制限について

- ◎ 建設工事における着工及び履行遅延対策のため、受注者の責めに帰すべき事由により以下に該当する場合、当該以降の受注工事については代理人の兼務を 4 カ月間認めないこととします。
(1) 市発注工事に関して安全管理や契約違反等により入札参加資格停止措置となった場合。
(2) 監督員等から書面により警告・注意の喚起を受けた場合。

3 指名選定に係る運用基準について

- ◎ 新たに、学校施設の電気・機械設備工事を含む空調工事については、公告日または指名通知日が同日の場合、分割発注工事の対象とする。

4 施行期日 平成 30 年 4 月 1 日以降の公告・指名から適用する。